（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第八条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「及び第六号」を「から第七号まで」に改め、同条第二項第一号中「第八号まで（」を「第八号まで又は第十一号（これらの規定を」に改め、同項第二号中「総合保税地域の業務」を「総合保税地域において貨物を管理する業務」に、「認められる」を「認められ、かつ、当該総合保税地域において貨物を管理する業務について同条第二項第七号に規定する規則が同号に掲げる基準に適合しなくなったとき」を加える。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部改正）

第九条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三項」を「第四項」に改め、「第八条第五項」の下に「、第八条の二第四項」を加える。

（経済産業省組織令の一部改正）

第十条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第五号中「及び不当廉売関税」を「、不当廉売関税及び関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条の二第一項の規定による関税」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定（同条中関税法施行令別表第一の改正規定を除く。）、第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表の改正規定（同表第二〇号及び第二一号中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同表第二二号の次に一号を加える部分及び同表第二三号中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改め、同表第四一号中「第三十四条本文」を「第三十三条本文」に改め、同表第五五号の五中「第五十一条第二項（技術的読替え等」を「第五十一条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用」に、「同令第五十一条第二項」を「同令第五十一条」に改める部分に限る。）及び第八条の規定並びに次条の規定　令和八年六月一日

二　第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号リの改正規定、同項第五号の改正規定（「（昭和六十三年法律第百八号）」を削る部分を除く。）及び同令別表の改正規定（同表第七九号の二を削る部分及び同表第八九号の四中「において準用する消費税法第八条第三項」を削り、同表第八九号の五を削り、同表中第八九号の六を第八九号の五とし、第八九号の七から第八九号の一七までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。）　令和八年十一月一日

三　第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表の改正規定（同表第三号の二の次に一号を加える部分に限る。）　令和九年一月一日

四　第二条中関税定率法施行令第一条の五第一項の改正規定及び同令第一条の十三の改正規定　令和十年四月一日

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第八条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第十六条第一項の規定（関税定率法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五号。以下この項において「改正法」という。）第二条（改正法附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第六十二条の八第二項第七号に掲げる基準に係る部分に限る。）は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第一号施行日」という。）以後にされる沖縄振興特別措置法施行令第十七条に規定する事業認定（沖縄振興特別措置法（第六項において「沖振法」という。）第四十三条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この項において同じ。）の申請について適用し、第一号施行日前にされた同令第十七条に規定する事業認定の申請（以下この項及び次項において「施行日前申請」という。）については、なお従前の例による。この場合において、施行日前申請をした者であって、第一号施行日以後に第八条の規定による改正前の同令（第六項及び第十一項において「旧令」という。）第十六条第一項に規定する者として沖縄振興特別措置法施行令第十七条に規定する事業認定（以下この項から第五項までにおいて「第一項事業認定」という。）を受けたものは、当該第一項事業認定の日から起算して四月を経過する日又は当該第一項事業認定を受けた者が関税法第六十二条の八第一項の許可（以下この条において「総合保税地域の許可」という。）の申請をする日のいずれか早い日までの間に、新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定めなければならない。

2　施行日前申請をした者であって、第一号施行日以後に第一項事業認定を受けたものに係る新令第二十条（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定（新関税法第六十二条の八第二項第七号に掲げる基準に係る部分に限る。次項から第五項までにおいて同じ。）は、当該第一項事業認定の日から起算して四月を経過した日又は当該第一項事業認定を受けた者が総合保税地域の許可を受けた日のいずれか早い日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

3　第八条の規定の施行の際現に第一項事業認定を受けている者（第一号施行日前に総合保税地域の許可を受けた者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該第一項事業認定を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

4　第八条の規定の施行の際現に第一項事業認定を受けている者（第一号施行日前に総合保税地域の許可の申請をし、第一号施行日以後に当該総合保税地域の許可を受ける者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、当該第一項事業認定を受けている者が総合保税地域の許可を受けた日から起算して四月を経過した日又は当該第一項事業認定を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

5　第八条の規定の施行の際現に第一項事業認定を受けている者（第一号施行日以後に総合保税地域の許可の申請をする者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該第一項事業認定を受けている者が総合保税地域の許可を受けた日のいずれか早い日（第一号施行日から起算して四月を経過した日前に総合保税地域の許可の申請があった場合であって、同日以後に総合保税地域の許可があったときは、当該総合保税地域の許可の日）以後に生じた同条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

6　新令第十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定（新関税法第四十三条第十一号（新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。以下この項から第九項までにおいて同じ。）に掲げる場合に係る部分に限る。）は、第一号施行日以後にされる沖縄振興特別措置法施行令第十七条に規定する事業認定（沖振法第四十三条第一項第二号に掲げる事業に係るものに限る。以下この項及び第十一項において同じ。）の申請について適用し、第一号施行日前にされた同令第十七条に規定する事業認定の申請（以下この条において「施行日前申請」という。）については、なお従前の例による。この場合において、施行日前申請をした者であって、第一号施行日以後に旧